

◎民法の一部を改正する法律案 新旧対照表

○民法（明治二十九年法律第八十九号）

改 正 案

（傍線部分は改正部分）

現 行

（離婚の規定の準用）

第七百四十九条 第七百二十八条第一項、第七百六十六条から第七百六十九条まで、第七百九十条第一項（子の出生前に父母が離婚したときに係る部分に限る。）並びに第八百十九条第二項、第三項、第五項及び第六項の規定は、婚姻の取消しについて準用する。

（離婚の規定の準用）

第七百四十九条 第七百二十八条第一項、第七百六十六条から第七百六十九条まで、第七百九十条第一項ただし書並びに第八百十九条第二項、第三項、第五項及び第六項の規定は、婚姻の取消しについて準用する。

（夫婦の氏）

第七百五十条 夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫若しくは妻の氏を称し、又は各自の婚姻前の氏を称する。

（夫婦の氏）

第七百五十条 夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫又は妻の氏を称する。

（子の氏）

第七百九十条 嫁出である子は、父母の氏（子の出生前に父母が離婚したときは、離婚の際ににおける父母の氏）又はその出生の際に父母の協議で定める父若しくは母の氏を称する。

（子の氏）

第七百九十条 嫁出である子は、父母の氏を称する。ただし、子の出生前に父母が離婚したときは、離婚の際ににおける父母の氏を称する。

2| 前項の協議が調わないとき、又は協議をすることができないとき（次項及び第四項の場合を除く。）は、家庭裁判所は、父又は母の請求によつて、協議に代わる審判をすることができる。

〔新設〕

<p>3 子が称する氏を第一項の協議で定める場合において、父母の一方が、死亡し、又はその意思を表示することができないときは、子は、他の一方が定める父又は母の氏を称する。</p>
<p>4 子が称する氏を第一項の協議で定める場合において、父母の双方が、死亡し、又はその意思を表示することができないときは、家庭裁判所は、子の親族その他の利害関係人の請求によつて、協議に代わる審判をすることができる。</p>
<p>5 嫡出でない子は、母の氏を称する。</p>

<p>(子の氏の変更)</p> <p>第七百九十五条 子が父又は母と氏を異にする場合には、子は、家庭裁判所の許可を得て、戸籍法の定めるところにより届け出ることによつて、その父又は母の氏を称することができる。</p>
<p>2 嫡出でない子は、母の氏を称する。</p>
<p>(新設)</p> <p>第七百九十五条 子が父又は母と氏を異にする場合には、子は、家庭裁判所の許可を得て、戸籍法の定めるところにより届け出ることによつて、その父又は母の氏を称することができる。</p> <p>2 嫡出でない子は、母の氏を称する。</p>

を改めたときは、この限りでない。

4| 子が十五歳未満であるときは、その法定代理人が、これに代わ
つて、前三項の行為をすることができる。

5| 前各項の規定により氏を改めた未成年の子は、成年に達した時
から一年以内に戸籍法の定めるところにより届け出ることによつ
て、従前の氏に復することができる。

(養子の氏)

第八百十条 養子は、養親の氏（氏を異にする夫婦が共に養子をす
る場合において、養子が十五歳未満であるときは、養親の協議で
定めた養親のいづれかの氏、養子が十五歳以上であるときは、當
事者の協議で定めた養親のいづれかの氏）を称する。

2| 氏を異にする夫婦の一方が配偶者の嫡出である子を養子とする
場合において、養子は、前項の規定にかかるらず、養子が十五歳
未満であるときは、養親とその配偶者の協議で定めた養親又はそ
の配偶者の氏（配偶者がその意思を表示することができないとき
は、養親が定めた養親又はその配偶者の氏）、養子が十五歳以上で
あるときは、当事者の協議で定めた養親又はその配偶者の氏（配
偶者がその意思を表示することができないときは、養親と養子の
協議で定めた養親又はその配偶者の氏）を称する。

3| 養子が婚姻によつて氏を改めた者であるときは、婚姻の際に定

3| 子が十五歳未満であるときは、その法定代理人が、これに代わ
つて、前三項の行為をすることができる。

4| 前三項の規定により氏を改めた未成年の子は、成年に達した時
から一年以内に戸籍法の定めるところにより届け出ることによつ
て、従前の氏に復することができる。

(養子の氏)

第八百十条 養子は、養親の氏を称する。ただし、婚姻によつて氏
を改めた者については、婚姻の際に定めた氏を称すべき間は、こ
の限りでない。

めた氏を称すべき間は、前二項の規定を適用しない。